
みんなでつなぐ 読書のまち

平塚市子ども読書活動推進計画（第5次）

2025～2029年度



平塚市図書館設置70周年記念キャラクター「ぶくまる」

平 塚 市

平塚市子ども読書活動推進計画（第5次）策定にあたって

基本理念「みんなでつなぐ 読書のまち」



子どもは、読書を通じて読解力や表現力、思考力、想像力など、多くの「生きる力」を伸ばしていきます。本の中の「他人の考えに触れる」ことにより、コミュニケーションや思いやりの心を育むことができる読書は、子どもの成長過程の中で大変重要なものです。

平塚市では、「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、2005年3月に「平塚市子ども読書活動推進計画（第1次）」を策定し、全ての子どもが読書に親しめる環境の充実と、子どもの読書活動を支える人づくりのために、さまざまな取組を推進してまいりました。

このたび、4度目の改訂となる「平塚市子ども読書活動推進計画（第5次）」を策定いたしました。

GIGAスクール構想や「こども基本法」の施行など、子どもを取り巻く環境は急速に変化しており、子どもの読書活動推進においても、社会状況に対応しながら、取組を進めていくことが重要です。

第5次計画では、家庭、地域、学校、関係機関等の子どもの読書に関わる人々が枠を超えて協力し、さらには本に親しむことを通して、子どもも大人もまち全体でつながっていく、という思いを込めて「みんなでつなぐ 読書のまち」を基本理念としました。また、「多様な子どもたちの読書機会の確保」「デジタル社会に対応した読書環境の整備」「子どもの視点に立った読書活動の推進」の3つを重点取組とし、電子書籍の充実や、子どもの意見聴取など、新たな取組も進めます。

次代を担う平塚の子どもたちが、心を動かす本と出会い、読書を楽しめるよう、子どもの読書活動を推進してまいります。

結びに、計画の策定にあたり、多大なご尽力を賜りました関係者の皆様、貴重なご意見をお寄せいただきました皆様に、心から御礼申し上げます。

令和7年（2025年）2月

平塚市長 落合克宏

目次

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の対象	1
3 計画の位置づけ	1
4 計画の期間	2
5 推進体制	2

第2章 平塚市の現状

1 第1次計画から第4次計画までの概要	3
2 現状と課題	3

第3章 第5次計画の基本的な考え方

1 基本理念	7
2 基本方針	7

第4章 施策の体系と具体的な取組

1 施策の体系	8
2 重点取組	9
3 具体的な取組	10
4 計画の目標	13

資料編

要綱	14
平塚市子ども読書活動推進懇話会構成員名簿	17
子どもの読書活動の推進に関する法律	18
用語解説 50音順	20

本計画書内で、「*」がついている用語については、資料編「用語解説 50音順」で取り上げていますのでご参照ください。なお、「*」は見開きの最初に出てくる用語につけています。

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

子どもの読書活動をめぐる国及び県の動向を踏まえ、第4次計画期間における取組の課題、子どもを取り巻く読書環境の変化等を把握し、本市の子ども読書活動をより一層推進するために、今後5年間の基本方針と具体的な取組を定める「平塚市子ども読書活動推進計画（第5次）」を策定します。

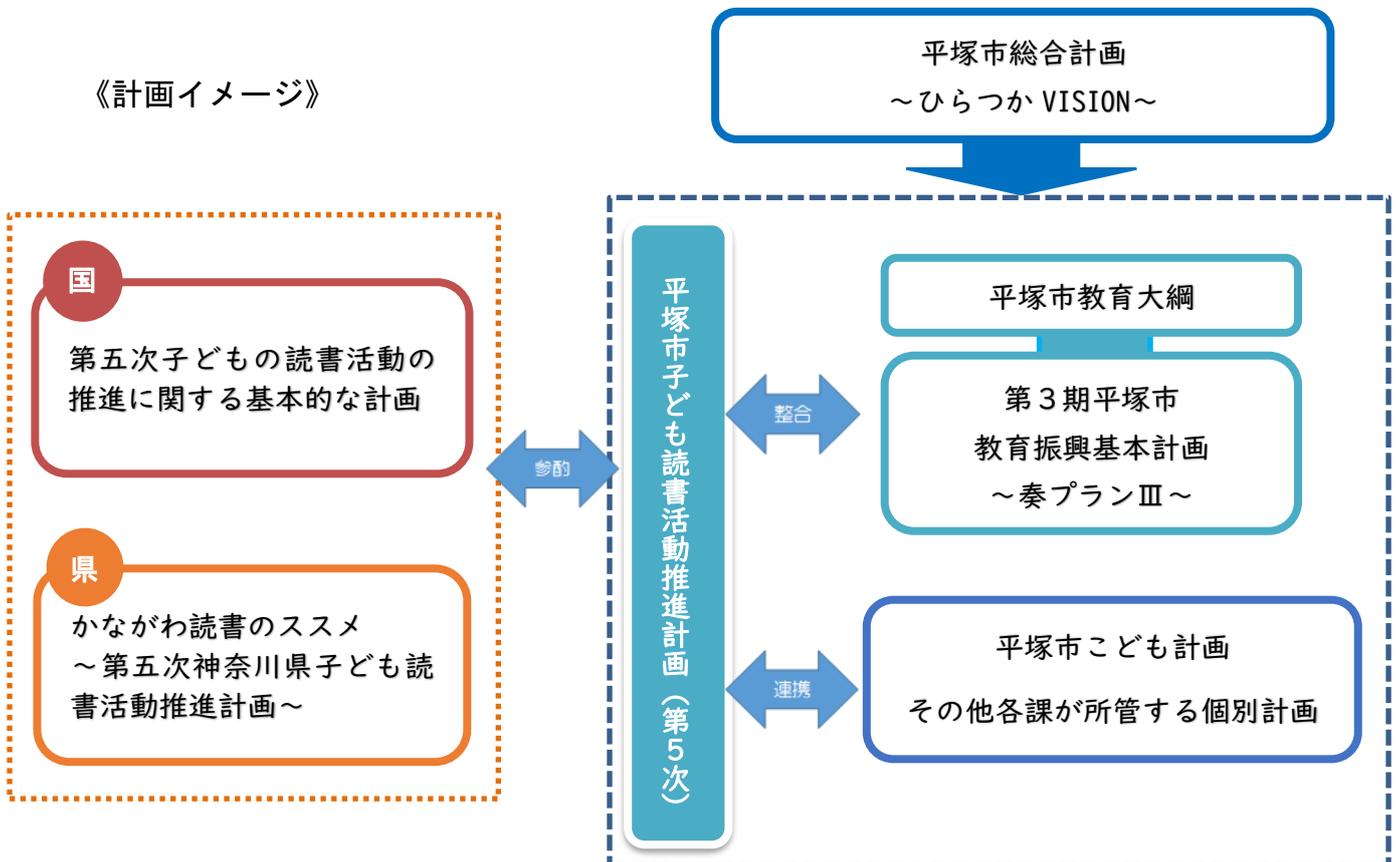
2 計画の対象

0歳から概ね18歳までの子どもとその保護者、子どもの読書活動に関わる全ての市民、地域、学校、行政、関係機関等を対象とします。

3 計画の位置づけ

この計画は、本市の総合計画「平塚市総合計画*～ひらつかVISION～」、教育方針を定めた「平塚市教育大綱」「第3期平塚市教育振興基本計画～奏プランⅢ～」との整合を図りながら、各課が所管する個別計画と連携して、すべての子どもが読書に親しむことができる環境づくりを進めるものです。

《計画イメージ》



4 計画の期間

この計画の期間は、2025年度～2029年度の5年間とします。

国・県の読書計画及び市の他の計画のスケジュール

年度	R 2 2020	R 3 2021	R 4 2022	R 5 2023	R 6 2024	R 7 2025	R 8 2026	R 9 2027	R 10 2028	R 11 2029	R 12 2030
国	第四次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画 (2018～)			第五次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画							
県	かながわ読書のススメ 第四次神奈川県子ども読書活動推進計画 (2019～)				かながわ読書のススメ ～第五次神奈川県子ども読書活動推進計画～						
市	平塚市総合計画～ひらつかNEXT～			平塚市総合計画～ひらつかVISION～							
	第2期平塚市教育振興基本計画～奏プランⅡ～					第3期平塚市教育振興基本計画 ～奏プランⅢ～					
	平塚市子ども読書活動推進計画（第4次）					平塚市子ども読書活動推進計画（第5次）					
	ひらつか子育て応援プラン (第2期平塚市子ども・子育て支援事業計画)					平塚市こども計画 (平塚市子ども・子育て支援事業計画等を内包)					

5 推進体制

(1) 計画の推進体制

計画の推進に当たっては、計画に定めた取組を各課で進めるとともに、家庭、地域、学校及び関係機関等とこれまで以上に連携して取り組みます。進行管理を行うことで進捗状況や課題を共有しながら、効果的で持続的な読書活動を推進します。

(2) 計画の進行管理

本計画の進行管理は、基本理念や基本方針の達成、継続をめざすために必要となる各取組を推進し、毎年度、各取組等の進捗を把握することで基本理念に対する目標の達成状況を分析します。中間年には、学校教育や社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験者及び公募市民で構成される平塚市図書館協議会*に報告し、いただいた評価・意見を各施策に迅速に反映させるよう努めます。また、社会情勢の変化や計画の進捗状況等により、必要に応じ、適宜計画の見直しを行います。

第2章 平塚市の現状

1 第1次計画から第4次計画までの概要

2005年3月に「平塚市子ども読書活動推進計画」（以下「第1次計画」といいます。）を策定し、5年ごとに計画の見直しを行い、子どもの読書活動の推進のために様々な取組を進めてきました。

【計画期間（年度）と主な取組と成果】

第1次計画（2005～2009）

「子ども読書活動推進協議会*」の設置（市内15中学校区）、「サン・サンスタッフ*（学校司書*）」の配置

第2次計画（2010～2014）

小・中学校にサン・サンスタッフの配置完了、図書システムの配備による蔵書データベース化、「子ども読書活動ネットワーク運営委員会*」発足

第3次計画（2015～2019）

妊産婦や家庭等に向けた読書活動の啓発

第4次計画（2020～2024）

神奈川県「ファミリー読書の日*」に合わせた「みんなのおはなし会*」、「実践型イベント」を実施

2 現状と課題

（1）社会情勢の変化と国及び神奈川県の動向

社会情勢の変化や、子どもの読書活動をめぐる国及び神奈川県の動向を把握し、読書活動の推進を図る必要があります。

①「読書バリアフリー法」

2019年6月に「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（以下「読書バリアフリー法」といいます。）が施行され、誰もが読書しやすい環境整備、アクセシブルな書籍・電子書籍*の普及等が示されました。2020年7月には「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画」（対象期間2020年度～2024年度）が策定されました。

②「GIGAスクール構想」

児童・生徒向けの1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備するGIGAスクール構想は2019年から文部科学省が提唱しました。災害や感染症の発生等による臨時休校などの緊急時にも、子どもたちに学びを保障できる環境の必要性

から、コロナ禍において急速に進められました。

③「第6次学校図書館図書整備等5か年計画」

同計画（対象期間2022年度～2026年度）は、全ての公立小中学校等において「学校図書館図書標準*（1993年3月29日付け文部省初等中等教育局長決定）」の達成を目指すとともに、計画的な図書の更新、学校図書館への新聞の複数紙配備及び学校司書の配置の拡充を図ることとされています。

④「こども基本法」

2023年4月に国が施行し、基本理念として「差別の禁止」、「生命、生存及び発達に対する権利」、「児童の意見の尊重」等が定められ、国及び地方公共団体は、子ども施策の策定・実施・評価に当たり、子どもや子育て当事者等の意見を聞き、反映させるために必要な措置を講ずることとされています。

⑤「第5次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」

2023年3月に国が策定し、「不読率（1か月に本を1冊も読まない子どもの割合）の低減」「多様な子どもたちの読書機会の確保」「デジタル社会に対応した読書環境の整備」「子どもの視点に立った読書活動の推進」を基本的方針としており、全ての子どもたちが読書活動の恩恵を受けられるよう、家庭、地域、学校等が中心となり、社会全体で子どもの読書活動に取り組む必要性が示されています。

⑥「かながわ読書のススメ～第五次神奈川県子ども読書活動推進計画～」

2024年3月に神奈川県が策定し、3つの基本方針「子どもが読書に親しむための環境づくり」「子どもが読書に親しむことを支える人づくり」「子どもが読書に親しむための情報収集・発信」のもと、「多様な子どもたちの読書機会の確保」「デジタル社会に対応した読書環境の整備」「子どもの視点に立った読書活動の推進」を重点取組としています。

日常生活における読書環境づくりと、子どもが主体的に読書活動に関わるための人材育成の必要性が示されています。



平塚市子ども読書活動推進プロジェクト
「オリジナル絵本を作ってみよう！」



平塚市子ども読書活動ネットワーク運営委員会事業
「本読みマラソン」

(2) 平塚市の計画の目標に対する実績と評価

第4次計画では、全体の目標として5つの数値項目を定めています。

2020年度から2022年度までの実績を対象に行った中間評価と、2023年度の実績を踏まえた達成状況をもとに、自己評価しました。

- 評価
-  …目標値に達している
 -  …変わらない、または目標値には達していないが改善がみられる
 -  …目標値に達していない

目標		2020	2021	2022	2023	2024	自己評価	
① 18歳以下の平塚市図書館における利用登録率と貸出件数	利用登録率 (%)	目標値	29			31		
		実績値	25	24	24	23		—
	貸出件数 (冊)	目標値	342,000				358,000	
		実績値	237,619	302,380	282,497	275,115	—	
② 子ども向け事業数、参加人数	事業数 (回)	目標値	1,000				1,040	
		実績値	538	683	1,011	1,136	—	
	参加人数 (人)	目標値	40,200				40,600	
		実績値	10,297	10,446	14,154	26,269	—	
③ 学校図書館の貸出を利用する児童・生徒の割合	小学校 (%)	目標値	84				85	
		実績値	67	76	74	77	—	
	中学校 (%)	目標値	32				33	
		実績値	30	30	30	28	—	
④ 平日1日あたり10分以上読書をする割合	小学校 (%)	目標値	65				65	
		実績値	未実施	56	57	57	—	
	中学校 (%)	目標値	49				49	
		実績値	未実施	41	40	42	—	
⑤ 図書ボランティア数	図書ボランティア (人)	目標値	1,070				1,090	
		実績値	972	958	932	1,001	—	

図書館及び学校図書館の利用等については、コロナ禍による長期休館や利用制限の影響が大きいと考えられます。図書館を利用する機会が少なく、図書館サービスについて知らない子どもが増えています。子ども向け事業も制限されていましたが、徐々にイベント数は増加傾向にあります。

「平日1日あたり10分以上読書をする割合」は小中学生とも微増傾向にあるものの、学年が上がるにつれて読書に費やす時間は減少しています。また、図書ボランティア*数も減少しており、コロナ禍で活動を休止している間に内容の継承が途切れてしまい、制限が緩和された後も、以前の状況に戻るには時間がかかることが伺えます。

(3) 課題

社会情勢の変化や国及び神奈川県の動向、平塚市の現状を踏まえ、7つの課題が挙げられます。

①不読率の改善

子どもが読書や本にふれる機会を増やし、読書への興味関心を高める働きかけなどにより、不読率を改善する必要があります。

②すべての子どもたちが読書に親しむための環境の整備

読書バリアフリー法に基づき、障がいのある子どもたちや外国語が母語の子どもたちが利用しやすいバリアフリー資料*や電子書籍の充実を進める必要があります。

③学校図書館の整備

小学校、中学校において学校図書館図書標準を踏まえ、魅力ある学校図書館づくりを進める必要があります。

④公立図書館と学校と図書ボランティア連携

すべての子どもが読書に親しめる環境整備のために、公立図書館と学校と図書ボランティアが、様々な形で連携する必要があります。

⑤デジタル社会への対応

インターネットの利用の増大やGIGAスクール構想など、子どもを取り巻く社会情勢の変化に伴い、デジタル社会に対応した読書環境の整備が求められています。

⑥子どもの意見の反映

こども基本法（2023年4月施行）を踏まえ、子どもや子育て当事者等の意見を聞き、子どもの読書活動に反映させることに努める必要があります。

⑦読書活動推進に関わる人の整備

すべての子どもが読書に親しみ成長するためには、本と子どもをつなぐ人たちの活動が重要です。学校司書やボランティアなど、読書活動推進に関わる方の活動の支援や、研修による人材育成、情報共有、意見交換等による交流の機会の提供が必要です。

子どもの読書活動の推進について、第4次計画で実施した取組を継続していくとともに、第5次計画では上に挙げた課題に対応した取組等を行うことが必要です。

第3章 第5次計画の基本的な考え方

1 基本理念

みんなでつなく 読書のまち

子どもは読書を通じて感性を磨き、表現力や想像力を高め、人とのコミュニケーションの基礎や他者への思いやりの心をはぐくむことができます。読書は子どもの成長過程の中で、自立した一人の人間としての人格を形成するために大変重要なものです。

子どもが読書の習慣を身に付けるためには、本の楽しさを感じる機会を持つことが大切です。また、読みたい本、調べたい本がすぐそばにある、本の楽しさを共有できる人がいる、子どもと本がつながり、本を通じて友だちや様々な人とつながる、そのような環境を充実させる必要があります。

同時に、子どもが本と出会い、読書のきっかけをつくるためには、大人のかかわりが重要なことから、「子どもと本をつなく」人づくりも大切です。

子どもの読書に関わる様々な人が協力し、すべての子どもたちに楽しく本とふれあう機会を届けるために、家庭、地域、学校、関係機関等の枠を超えてつながっていく。そうしたまちづくりの思いから、「みんなでつなく 読書のまち」の基本理念を掲げました。

本計画では、基本理念を念頭に置き、第4次計画の課題等を踏まえ、基本方針を示します。

2 基本方針

1 子どもが読書に親しむための環境をつくる

家庭、地域、学校等（保育園、こども園や幼稚園を含む）様々な場面で、すべての子どもたちが、いつでも読書活動の恩恵を受けられるよう、社会情勢の変化に対応した「環境づくり」を進めます。

2 子どもが読書に親しむことをみんなで支える

子どもが読書に親しみ、自ら進んで本とのかかわりをもつことができるよう、子どもの読書活動に携わる人の活動を支援し、幅広い世代から人材の発掘や育成に努め、子どもが読書に親しむことを支える、「人づくり」を進めます。

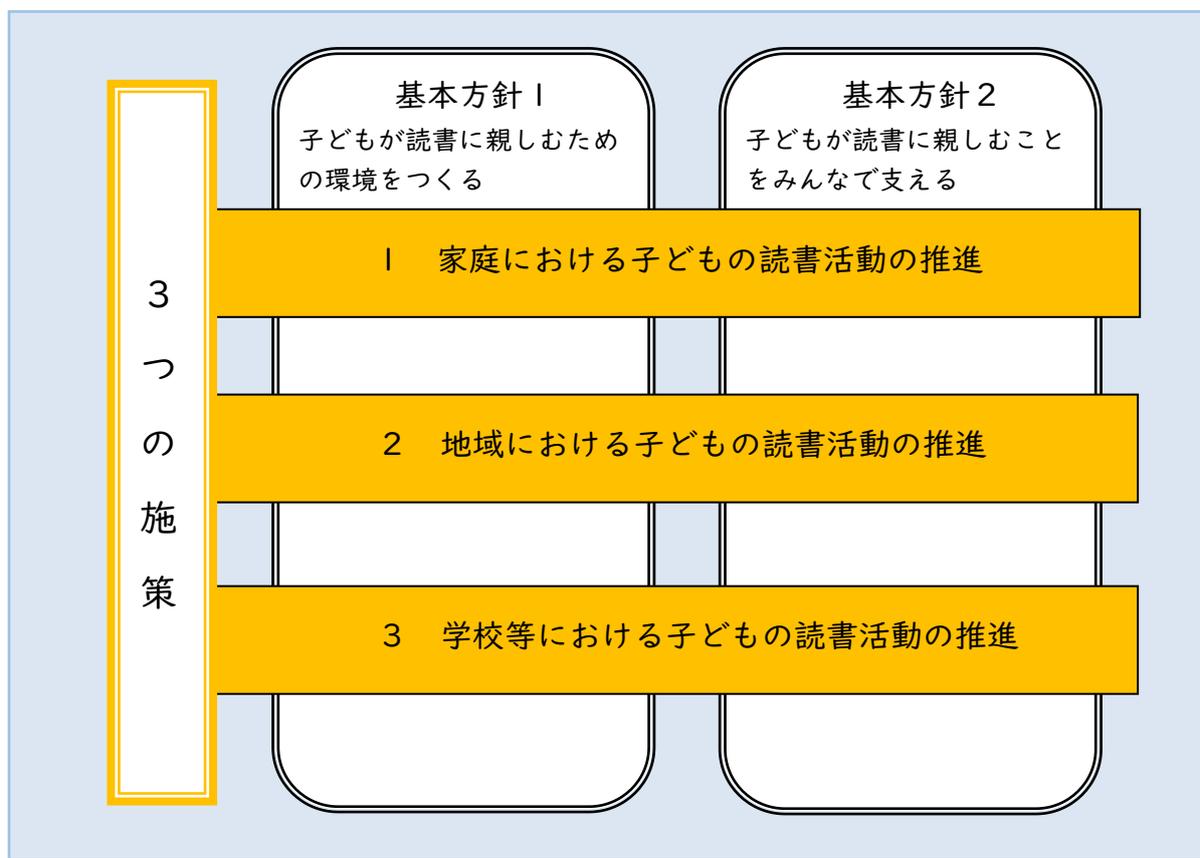
第4章 施策の体系と具体的な取組

1 施策の体系

第5次計画では、基本方針に基づいて、子どもの読書活動を推進するための具体的な取組を、次の3つの施策を柱として進めます。

- 1 家庭における子どもの読書活動の推進
- 2 地域における子どもの読書活動の推進
- 3 学校等における子どもの読書活動の推進

《施策の体系図》



2 重点取組

子どもの読書活動を一層推進するため、次の3つを重点的に実施すべき取組とします。

1 多様な子どもたちの読書機会の確保

障がいのある子どもや外国語を母語とする子ども等を含め、様々な子どもたちのニーズを把握し、すべての子どもが本に親しむことができる読書環境の整備を推進します。

2 デジタル社会に対応した読書環境の整備

子どもたちを取り巻く読書環境は多様化しており、紙媒体の書籍だけでなく、電子書籍による読書も楽しむことができるようになってきました。

電子書籍の活用は、視覚障がいのある子どもや、日本語能力に応じた支援を必要とする子ども等、多様な子どもたちが読書に親しむためにも有効であることから、デジタル技術を活用した読書環境の整備を推進します。

3 子どもの視点に立った読書活動の推進

子どもがいつでも読書に親しむことができる環境を整備するためには、子どもが主体的に読書活動に関わることが重要です。こうしたことから、子どもの意見を収集し、取組へ反映することで、子どもの視点に立った読書活動の推進に努めます。



平塚市中央図書館「りんごの棚」ポスター



平塚市電子図書館PRポスター

3 具体的な取組

基本方針1 子どもが読書に親しむための環境をつくる

施 策	具体的な取組
<p>1-1 家庭における子どもの読書活動の推進</p> <p>読書習慣を身に付けるためには、乳幼児期からの継続的な読書活動が重要です。就学前の子どもが利用する施設等での読み聞かせや、保護者に対して読書の意義を広めることで、子どもと保護者が絵本に親しむきっかけづくりを進めます。</p>	<p>(1) ブックスタート*事業</p> <p>(2) 家庭向け講演会の実施 ・ 絵本作家等の講演会</p> <p>(3) 子どもと保護者参加のおはなし会 ・ 赤ちゃんおはなし会、みんなのおはなし会（ファミリー読書の日）</p> <p>(4) 家庭向けの読書事業の実施 ・ 健診や相談事業等の会場に絵本を置く ・ 各教室での読み聞かせ</p> <p>(5) 公民館*の家庭教育学級*などでの読書関連事業の実施 ・ 絵本や紙芝居の読み聞かせ</p> <p>(6) 子育て広場*での読書活動の実施 ・ 絵本の読み聞かせ</p> <p>(7) 子育て支援センター*での読書活動の実施 ・ 手遊びや絵本の読み聞かせ</p>
<p>1-2 地域における子どもの読書活動の推進</p> <p>子どもが読書に親しむ機会を充実させるため、児童書を収集し、本に触れられる機会を提供するほか、図書館や公民館など身近な地域で、読み聞かせや体験型のイベント等の様々な催しを実施します。</p>	<p>(8) 電子書籍の充実【新規】【重点2】</p> <p>(9) 子どもや子育て当事者の意見聴取【新規】【重点3】 ・ 子ども読書活動推進プロジェクト等でのアンケート実施</p> <p>(10) 公民館の子ども向け図書を活用 ・ おはなし会 ・ 公民館だよりに児童書を紹介</p> <p>(11) 図書館と公民館との連携の促進 ・ 図書館から公民館への団体貸出*</p> <p>(12) 実践型イベントの実施 ・ 読書感想文講座、ビブリオバトル*等のイベント</p> <p>(13) すべての子どもたちのためのおはなし会【重点1】</p> <p>(14) 子ども向け映画会の実施</p> <p>(15) 一日図書館員の実施</p> <p>(16) バリアフリー資料（児童書）の充実【重点1】 ・ 大活字本*、点字図書、洋書、デージー図書*、LLブック*（児童書）などの収集、提供</p>

	<p>(17) 来館出来ない子どもたちへの出前図書館*【重点1】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育園、幼稚園、ろう学校、放課後児童クラブ等の施設への児童書の貸出 <p>(18) 大学等との連携事業の実施</p> <p>(19) 中学生・高校生の職場体験・インターンシップなどの受入れ</p> <p>(20) 子どもの家*などでの読み聞かせの実施</p> <p>(21) 子ども向け情報発信</p> <p>(22) 子ども読書の日*の啓発</p>
<p>1-3 学校等における子どもの読書活動の推進</p> <p>本に親しむ機会が増えるよう、保育園等での読み聞かせにより、読書に親しむ機会を充実させます。また、児童・生徒が自主的に読書をする習慣を身に付けるため、発達段階に応じた選書により、身近な学校図書館の環境の充実を図ります。</p>	<p>(23) 開放保育などでの読書活動の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 読み聞かせ <p>(24) 保育園などでの読書活動の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 読み聞かせ <p>(25) 学校図書館（小・中）の蔵書の充実</p> <p>(26) 教科などとの関連の強化【重点2】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ デジタル読書環境の整備 ・ 教科や学校行事との関連を踏まえた学校図書館の利活用 <p>(27) 学校図書館活用支援事業計画の作成、読書の時間の充実</p> <p>(28) 学校図書館の図書だよりなどの充実</p> <p>(29) 子どもの視点に立った読書環境の整備【新規】</p> <p style="text-align: right;">【重点3】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童・生徒から購入希望図書等の意見を聴取 ・ 図書委員会の活動を反映

【今後の展望】

子どもや、読書活動に関わる人たちの意見も参考にしながら、身近なところに本と出会う環境づくりを進めます。子どもたちの意見を取り入れた蔵書構成や中高生が本を手に取りやすい工夫など、学校図書館や公立図書館の貸出を増やす方法を検討します。

基本方針２ 子どもが読書に親しむことをみんなで支える

施 策	具体的な取組
<p>2-1 家庭における子どもの読書活動の推進</p> <p>子どもと本のかかわりは、家庭や子育て関連施設等での読み聞かせから始まります。家庭における読書に対する興味、関心を深めるためには、保護者への働きかけが重要です。図書ボランティア等を育成し、協働しながら、家庭での読書の大切さの周知に努めます。</p>	<p>(30) 市民向け講座の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 図書ボランティア向けの講座 <p>(31) ブックスタートボランティア講習会の実施</p> <p>(32) 家庭への読書啓発【新規】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 読書啓発チラシの配布
<p>2-2 地域における子どもの読書活動の推進</p> <p>子どもの読書活動を支え、継続性を保つために、図書館と関係機関や団体等が相互に連携・協力して、読書活動の推進に取り組んでいきます。</p>	<p>(33) 図書ボランティアとの協働による読書活動の推進</p> <p>(34) 子ども読書活動ネットワーク運営委員会によるボランティア相互の情報共有の場の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 図書ボランティア情報誌「LINK」 <p>(35) 大学生のインターンシップなどの受け入れ</p>
<p>2-3 学校等における子どもの読書活動の推進</p> <p>子どもの読書活動や学習活動を支えるため、司書教諭*や学校司書等の研修・情報交換を実施します。また、学校等と図書館、図書ボランティアが連携して、学校図書館運営の充実につなげていきます。</p>	<p>(36) ボランティアと協働した事業の実施【重点3】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小中高生(ボランティア)による保育園などでの読み聞かせ <p>(37) 学校司書の新任者研修</p> <p>(38) 司書教諭、学校司書の情報共有、意見交換の充実化</p> <p>(39) 学校や関係機関などとの協力強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 図書ボランティア等との連携

【今後の展望】

家庭、地域、学校等との連携強化を図り、学校図書館や地域で活動する図書ボランティアの方々が、一層活躍できる体制づくりを推進するために、学校図書館と図書ボランティア、公立図書館との連携や情報交換の場づくりを検討します。

4 計画の目標

第5次計画で掲げる基本理念や基本方針に基づき、具体的な取組の成果を総合的に評価・検証するため、次の3つの目標を計画全体の目標とします。各取組の実施状況などから目標の達成具合を把握し、計画の進行管理に反映させることとします。

- 1 地域の図書館を利用する子どもを増やす
- 2 学校図書館を利用する子どもを増やす
- 3 読書習慣のある子どもを増やす



平塚市子ども読書活動推進プロジェクト
「図書館でポスター・標語の宿題に挑戦しよう」



ブックスタートの様子

資料編

要綱

平塚市子ども読書活動庁内推進会議の設置及び運営に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）第9条第2項の規定に基づき「平塚市子ども読書活動推進計画」を策定し、子どもの読書活動に関わる施策の推進を図るため設置する平塚市子ども読書活動庁内推進会議（以下「会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 会議の所掌事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 平塚市子ども読書活動推進計画の進行管理に関すること。
- (2) 平塚市子ども読書活動推進計画の策定に関すること。
- (3) その他子どもの読書活動の推進に関して必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 会議は、別表1に掲げる職にある者で構成する。

(議長及び副議長)

第4条 会議に議長及び副議長1人を置く。

- 2 議長は、社会教育部長をもって充てる。
- 3 副議長は、中央図書館長をもって充てる。
- 4 議長は、会議を総理し、会議を代表する。
- 5 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、議長が招集する。

(意見の聴取)

第6条 議長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その意見若しくは説明を聞き、又は資料の提出を求めることができる。

(平塚市子ども読書活動推進計画策定作業部会)

第7条 会議に、平塚市子ども読書活動推進計画の策定に関わる具体的な事項を協議するため、別表2に掲げる課の代表者で組織する平塚市子ども読書活動推進計画策定作業部会（以下「作業部会」という。）を置く。

(作業部会の所掌事務)

第8条 前条で設置する作業部会は、次の各号に掲げる事項について検討する。

- (1) 平塚市子ども読書活動推進計画策定及び変更に必要な作業を行うこと。
- (2) その他平塚市子ども読書活動推進に関して必要な作業を行うこと。

(作業部会のリーダー及び職務)

第9条 作業部会にリーダーを1人置く。

- 2 リーダーは、中央図書館長をもって充てる。
- 3 リーダーは、作業部会を代表し、会務を総理する。

(作業部会の開催等)

第10条 作業部会の会議は、必要に応じリーダーが招集し、リーダーは会議の議長となる。

- 2 リーダーは、必要に応じ関係者に資料の提出を求め、又は出席を求め、その意見若しくは説明を聴くことができる。

(委任)

第11条 この要綱において定めるもののほか、作業部会の運営に関し、必要な事項は、議長と協議の上でリーダーが定める。

(庶務)

第12条 会議及び作業部会の庶務は、社会教育部中央図書館で処理する。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表1 (第3条関係)

議 長	社会教育部長
副 議 長	中央図書館長
委 員	福祉総務課長
委 員	保育課長
委 員	健康課長
委 員	青少年課長
委 員	教育総務課長
委 員	教職員課長
委 員	教育指導課長
委 員	教育研究所長
委 員	中央公民館長

別表2 (第7条関係)

リーダー	中央図書館長
部 会 員	福祉総務課 代表者
部 会 員	保育課 代表者
部 会 員	健康課 代表者
部 会 員	青少年課 代表者
部 会 員	教育総務課 代表者
部 会 員	教職員課 代表者
部 会 員	教育指導課 代表者
部 会 員	教育研究所 代表者
部 会 員	中央公民館 代表者
部 会 員	中央図書館 代表者

平塚市子ども読書活動推進懇話会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）第9条第2項の規定に基づき策定される「平塚市子ども読書活動推進計画」や平塚市の子ども読書活動に関わる施策の推進に関して市民等から意見を求めるため設置する平塚市子ども読書推進懇話会（以下「懇話会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 懇話会は、次の各号に掲げる事項について意見を聴取する。

- (1) 平塚市子ども読書活動推進計画（第5次）の策定に関する事項
- (2) 子どもの読書活動の推進のための施策に関する事項
- (3) その他子どもの読書活動の推進に関して必要な事項

(構成)

第3条 懇話会は、教育委員会が選任する別表に掲げる者により構成する。

- 2 懇話会における意見の聴取を円滑に行うため、前項に掲げる者（以下「構成員」という。）のうちから座長を置くことができる。
- 3 座長は、必要と認めるときは、構成員以外の者を懇話会に出席させ意見を聴くことができる。

(開催)

第4条 懇話会は、教育長が構成員に参集を求めることにより開催するものとする。

(謝礼)

第5条 構成員のうち子ども読書活動関係者及び学識経験者が懇話会に出席したときは、その都度11,300円を謝礼金として支払うものとする。

(庶務)

第6条 懇話会の庶務は、社会教育部中央図書館で処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第3条関係）

区 分	人数
子ども読書活動関係者	2人
学識経験者	1人
平塚市小学校長会を代表するもの	1人
平塚市中学校長会を代表するもの	1人

平塚市子ども読書活動推進懇話会構成員名簿

氏名・区分	推薦団体等
竹之内 禎 座長 学識経験者	東海大学 資格教育センター社会教育学系 准教授
朝日 祐里江 子ども読書活動関係者	平塚市子ども読書活動推進協議会 (江陽中学校区子ども読書活動推進協議会)
升水 由希 子ども読書関係者	一般財団法人 升水記念市民図書館 理事長
石井 育代 平塚市小学校長会を 代表するもの	平塚市立豊田小学校校長
渡邊 容子 平塚市中学校長会を 代表するもの	平塚市立金旭中学校校長

(敬称略)

（目的）

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

（基本理念）

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

（国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の努力）

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

（保護者の役割）

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

（関係機関等との連携強化）

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（子ども読書活動推進基本計画）

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

○衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

一 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。

二 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。

三 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。

四 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。

五 子ども健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。

六 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

用語解説 50音順

【あ行】

おはなし会

複数人（多くは子ども）を対象に絵本や紙芝居などを読む催し物。

【か行】

学校司書

学校図書館の仕事に携わり、資料や情報の利用を促すことで児童・生徒及び教職員の教育活動を推進・支援していく職務。平塚市はパートタイム会計年度任用職員（サン・サンスタッフ）を、市内43の小・中学校に各校1名配置。

学校図書館図書標準

公立の義務教育諸学校において、学校図書館の整備を図る際の目標として学級数に応じて設定した蔵書の標準冊数のことであり、1993年3月に文部省(当時)が定めたもの。

家庭教育学級

家庭教育の充実のため、乳幼児・小・中学生とその保護者等を対象に、子育てや子どもの安全、食育、親子のコミュニケーションやリフレッシュ等をテーマに、公民館の共通事業として全公民館で年5回以上開設している。

公民館

平塚市では中央公民館及び小学校区にはほぼ1館設置している25の地区公民館がある。地域に密着した運営と事業展開により、様々な年代の市民に利用されており、社会教育と地域活動の拠点となっている。市の郊外地域の公民館は、住民票や税務証明等を発行可能な市民窓口センターが併設された複合施設となっている。

子育て支援センター

保護者の方1人でも、お子さんと一緒でも、遊びながらくつろいでいただけるコミュニケーションスペース。利用は無料。（市内南豊田に1か所。開所日は月曜日～金曜日）

子育て広場

親子が気軽に集い、交流できる公民館や福祉村、自治会館などで活動する子育てサークル・サロン。（各地区の民生委員児童委員・主任児童委員とかかわりのある事業や町内福祉村で開催されている子育て支援事業）

子ども読書活動推進協議会

平塚市内15中学校区に設置された子ども読書活動を推進するための機関。小・中学校・高等学校、幼稚園・保育園・認定こども園、自治会、公民館、図書館等、各中学校区で地域の特性に応じ、様々な機関や団体等が連携し、子どもが読書に親しむための活動を行っている。

子ども読書活動ネットワーク運営委員会

各中学校区子ども読書活動推進協議会の連携・共有、支えあいを図り、各中学校区の子ども読書活動を推進するために発足した機関。通称読書ネット。

子ども読書の日（４月２３日）

国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、２００１年「子どもの読書活動の推進に関する法律」により制定された。

子どもの家

遊びを通して自主性、創造性及び連帯感を育むための施設（横内地区、大野地区、山城地区、港地区市内４施設）。

【さ行】

サン・サンスタッフ

平塚市の学習支援補助員と補助要員の名称で学校司書が含まれる。

司書教諭

学校図書館の管理や読書指導を行う教諭又は総括教諭または資格の名称。

【た行】

大活字本

通常の本が読みにくい方にも読みやすいように、大きな文字で書かれた本。

団体貸出

読書活動を推進する団体や施設、学校・幼稚園などに、図書館資料を長期間貸し出すサービス。

デージー図書

デージー（DAISY）とは、Digital Accessible Information System（アクセシブルな情報システム）の略で、CD型の録音資料。専用の再生機器が必要。

出前図書館

平塚市内の保育園・幼稚園・施設などに図書館車両が訪問し、貸出等の図書館サービスを行う。

電子書籍

コンピューターなどで読む電子の図書。視覚障がいのある方などに配慮した電子書籍は、パソコン・スマートフォン・専用機器を使って、文字の大きさ、色、フォント、背景の色を変えることができる。音声で聞くことができる電子書籍も増えている。

図書ボランティア

地域の読書活動や公共図書館、学校図書館に関わるボランティア。

【は行】

バリアフリー資料

障がい等の理由で、読書に困難がある方でも利用しやすい資料。

ビブリオバトル

お気に入りの本を持ち寄って、その面白さについて5分程度でプレゼンテーションを行い、どの本が一番読みたくなかったかを参加者の多数決で決定するイベント。

平塚市総合計画

市政運営を総合的、計画的に進めるための指針であり、最上位の行政計画。

平塚市図書館協議会

平塚市図書館の運営に関し館長の諮問に応じ、図書館奉仕に意見を述べる機関。

ファミリー読書の日

神奈川県教育委員会では「毎月の第1日曜日」を「ファミリー読書の日」とし、ファミリー読書を奨励し、本を介して家族のコミュニケーションを図っている。

ブックスタート（BS）

1992年にイギリスで始まった取組で、地域のすべての赤ちゃんと保護者に「赤ちゃん絵本を楽しむ時間の大切さ」を伝えながら、絵本を手渡す運動のこと。日本では2001年に本格的な活動が広まった。本市では2006年から実施。

【L】

LLブック

絵や写真・図を使って、やさしい言葉で分かりやすく書かれた本。スウェーデン語で「やさしく読める」を意味する「L ä t t l ä s t」という語の略からLLブックと言う。

平塚市子ども読書活動推進計画（第5次） 2025年2月



編集・発行 平塚市教育委員会 社会教育部 平塚市中央図書館
〒254-0041 神奈川県平塚市浅間町12番41号
電話 0463(31)0428 FAX 0463(31)9984
e-mail library@city.hiratsuka.kanagawa.jp